

公益通報等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人安田学園（以下「本法人」という。）の業務運営等に関し、法令及び本法人の寄附行為並びに諸規程等に違反する行為又はそのおそれがあると思料する行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見と是正を図り、もって本法人の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公益通報等」とは、本法人の職員等が不正の利益を得る等の不正の目的でなく、本法人で法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報者として、本法人の定める窓口又は当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関等に通報ないし相談することをいう。
- (2) 「職員等」とは、本法人と雇用関係にある職員の他、本法人への派遣労働者及び本法人の取引先の労働者（通報の日前1年以内に職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）及び役員をいう。
- (3) 「部署」とは、本法人の組織規程に規定された各校・園及び法人本部の事務組織をいう。

第2章 通報処理体制

(窓口)

第3条 本法人は、公益通報等の窓口を法人本部人事部人事課（以下「人事部人事課」という。）に設置する。

(通報者及び相談者)

第4条 窓口の利用者は、職員等とする。

(公益通報等の方法等)

第5条 窓口の利用方法は、電子メール、ファクシミリ、書簡、電話又は面談とする。

- 2 公益通報等を行う場合は、該当者は別記様式第1号の公益通報・相談シートにて行うものとする。

(禁止事項)

第6条 職員等は、いかなる場合でも不正の利益を得る目的及び虚偽や他人を誹謗中傷若しくは陥れること等の不正の目的をもって公益通報等を行ってはならない。

- 2 前項の目的を持って公益通報等を行った者には、本法人の職員就業規程第35条及び関連諸法令等に則り、懲戒処分を課することができる。

(公益通報等への対応)

第7条 人事部長は、職員等から法令違反行為に関する公益通報等を受け付けた場合、理事長にその内容を報告するものとする。

- 2 理事長は、通報された事項に関する事実関係の調査が必要であると判断した場合、人事部長に予備調査の開始を指示する。
- 3 人事部長は、当該職員等に、当該通報の受理及び予備調査開始の通知等を別記様式第2号の公益通報の受領・調査開始の通知にてしなければならない。ただし、当該職員等の氏名及び連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。
- 4 人事部長は、理事長に予備調査の結果を報告するものとする。

(調査委員会)

第8条 理事長は、前条第4項による予備調査の結果に基づき、必要と認めた場合には調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、本法人の安田学園運営協議会規程第2条に定める構成員の内から、理事長が任命するものとする。ただし、理事長が審議する上で必要と認めた場合は、安田学園運営協議会の構成員以外の関係者を委員に

任命し、又は委員会に出席させ意見等を求めることができるものとする。

- 3 委員会の委員長は、前項の委員の中から理事長が指名する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員会は、必要に応じて調査を実施し、事実の確認を行うものとする。
- 6 委員長は、理事長に調査の結果等を報告するものとする。
- 7 委員会の審議は、公開しない。
- 8 委員会の議事録は、理事長が指名した人事部人事課の職員が務めるものとする。
- 9 委員会の事務は、人事部人事課が担当するものとする。

(調査への協力)

第9条 本法人の調査対象部署及び関連部署の職員等は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して、人事部長等から協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

第3章 当事者の責務

(遵守事項)

第10条 公益通報等の職務の遂行に係るすべての当事者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部署や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を誠実に実施し、恣意的な誘導を行わないこと。
- (4) 公益通報等の職務の遂行上知り得た事実及び通報者を特定される情報を正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- (5) その職を離れた場合であっても前号に定める事項を遵守しなければならない。
- (6) 自らが関係する公益通報等の事案の処理・調査に関与してはならない。
- (7) 公益通報等の事案処理・調査に当たっては、該当者の個人情報の保護に努めなければならない。

(是正措置等の実施)

第11条 理事長は、法令違反行為が確認された場合、速やかに是正措置、再発防止策及び妥当な懲戒処分を講じるものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第12条 本法人は、職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等に対し、解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な取扱・懲戒処分を行ってはならない。ただし、当該職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

- 2 職員等は、他の職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等に対して、不利益な取扱等を行ってはならない。

(軽減措置)

第13条 職員等からの公益通報等を受理し、その調査を開始する前に、法令違反行為に関与していた職員等が、自ら公益通報等を行った場合は、当該職員等の懲戒処分を免除又はその程度を軽減することができる。

(通知)

第14条 理事長は、公益通報等を行った職員等に対してその調査結果等の内容を被通報者のプライバシーに配慮し、かつ、個人情報の保護をも併せて適切な要旨を別記様式第3号の公益通報の調査結果の報告書により通知しなければならない。ただし、当該職員等の氏名及び連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(事後確認)

第15条 人事部長は、是正措置及び再発防止策等を実施後、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 法令違反行為の再発がないこと。
 - (2) 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること。
 - (3) 公益通報等を行った職員等への不利益な取り扱いがないこと。
- 2 人事部長は、理事長に前項各号の確認内容を報告するものとする。

第4章 補則

(学内規程・規則等との関係)

第16条 他の学内規程・規則等に定める通報、相談等は、当該規程・規則等に従って行うものとし、この規程の

適用を受けるものではない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事長の承認により行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

(別記様式1)

〔宛 先〕 学校法人安田学園 法人本部人事部人事課

住 所：〒731-0153 広島市安佐南区安東6丁目13番1号

電話番号：(082) 878-7125

公益通報・相談シート

通報者 相談者	氏名	(・匿名)	本用紙に 記載した日	年 月 日
	連絡先	住 所： 電話番号：() — FAX 番号：() — メールアドレス：		
	所属	・職員（部署： 役職： ）・非常勤職員（部署： ） ・パート職員（部署： ）・派遣労働者（派遣元： ） ・取引先（社名： 部署： ）		
連絡方法		・電話（自宅・職場・携帯・他（ ））・メール（自宅・職場・他（ ）） ・FAX（自宅・他（ ））・郵送（自宅・職場・他（ ）） ・他（ ）		
通 報 内 容		①通報対象者： 部署 ②通報対象事実（生じている・生じようとしている その他（ ）） いつ： どこで： 何を： どのように： 何のために： なぜ生じたのか： 対象となる法令違反等： ③通報対象事実を知った経緯： ④通報対象事実に対する考え： ⑤特記事項		
相談の内容		(具体的に記載)		
証拠書類等の用意（有（書面・テープ・フロッピー・その他（ ））・無） 証拠書類等の返却（希望する・希望しない） 調査等の結果の通知（希望する・希望しない）（※匿名の通報の場合は通知できません）				

(お願い)

- ※ 該当する項目を○で囲むか必要事項を記入下さい。
- ※ この書面を郵送・メールで送って頂いても構いません。
- ※ あなたのわかる範囲で記入して下さい。(全てを埋める必要はありません。)
- ※ できる限りの実名での通報に御協力下さい。(匿名の場合、調査結果の通知等ができない、又は事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。)
- ※ 通報及び相談内容の欄に記載できない場合は、A4サイズの別紙に記載のうえ、公益通報・相談シートと併せてご連絡下さい。

(別記様式2)

殿

公益通報の受領・調査開始の通知

年 月 日

通知者	窓口責任者名	学校法人 安田学園 法人本部 人事部部長
	住 所 電話番号	〒731-0153 広島市安佐南区安東6丁目13番1号 (082) 878-7125
受付年月日		年 月 日
通報の手段		電話・メール・ファックス・書簡・その他 ()
調査開始日		年 月 日
調査完了予定		年 月 日頃
調査を実施しない		理由：
追加証拠書類等の要求		

(別記様式3)

殿

公益通報の調査結果の報告書

年 月 日

報告者	氏名	学校法人 安田学園 理事長
	住所	〒731-0153 広島市安佐南区安東6丁目13番1号
	電話番号	(082) 878-7125
公益通報	受付年月日	年 月 日 受付
	連絡方法	電話・メール・ファックス・書簡・その他 ()
調査結果		
是正措置		実施する ・ 実施しない 特に考えていない（現行の諸規程等で運営・対応できる）
通報対象者の処分		有：職員就業規程第35条の定めに従い懲戒処分を行う。 その他 無：理由 ()
証拠書類等の返却		有：_____を宅配便・郵便・郵便小包で ご返却いたします。 無：ご返却を希望されておられませんでしたので。 匿名及び住所のご連絡がありませんでしたので。 その他 ()